平成２７年（フ）第２７９号
横浜市中区本牧緑ケ丘25―102、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区本牧町１丁目２番地
破産者　有限会社翔建ホーム
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１４６号
名古屋市中区大須３丁目39番36号
破産者　有限会社バウンティーハンター名古屋
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９号
東京都調布市染地３丁目１番地18多摩川住宅ハ12―204
破産者　川上　和子
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３００号
東京都町田市本町田1758番地１エステートピア宮崎103
破産者　小泉　重雄
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４５号
東京都昭島市拝島町５丁目５番１号
破産者　中澤　　洋
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４７６号
東京都府中市四谷３丁目14番地の10
破産者　坂本美由希
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４３０号
静岡県浜松市中区南浅田２丁目２番１号
破産者　株式会社賛同人建築研究所
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
京都市西京区大原野上里男鹿町７番地の12
破産者　岩崎街路灯株式会社
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
京都市西京区大原野上里男鹿町７番地の12
破産者　岩崎街路灯近畿販売株式会社
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２２号
京都市伏見区日野野色町84番地の12
破産者　株式会社京和建設工業
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２４号
京都市伏見区日野野色町84番地の12
破産者　有限会社関西ワークス
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
岡山県玉野市長尾586番地、旧住所岡山県玉野市田井４丁目34番９号
破産者　西崎　康浩
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２００号
大分市新貝５番41号
破産者　サクセスＯＡサービス株式会社
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３１号
埼玉県川口市並木３丁目29番１号　いずみマンション102号
破産者　黒木　一郎
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―12―101
破産者　宮澤　浩二
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
神奈川県小田原市風祭509番地　佐野アパート　１―１
破産者　蓑宮　　健
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８０号
岐阜県大垣市今福町228番地、開始決定時の住所静岡県榛原郡吉田町住吉3516番地の２フレグランス杉203（前々住所）静岡県榛原郡吉田町住吉5431番地の67
破産者　平塚　維人
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９２号
静岡市駿河区丸子６丁目６番15号
破産者　柴田　静雄
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地58棟105号
破産者　山名　隆次
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１丁目１番15号
破産者　浅井　文男
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係